

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項：第6条の4第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、警察署又は山口県警察本部交通規制課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 山口県警察本部交通規制課
備 考：